

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日、  
翌日とする)

### 目次

- ◇告 示 健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録  
国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの  
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施  
市営土地改良事業計画の認可  
第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更の認可  
中型まき網漁業の許可の申請期間  
昭和四十二年九月鳥取県告示第五百八十号の一部改正
- ◇教委告示 定例教育委員会の会議の招集
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施  
昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正

### 告 示

#### 鳥取県告示第四百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭

和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
倉 恒 豊	倉吉市丸山町	鳥薬 一九三	昭和四十三年 四月十九日
入 江 三重子	東伯郡 赤碓町大字宮木六一	鳥薬 一九四	"
鈴木 佑 子	米子市 上福原一、五七五	鳥薬 一九五	"
田 中 臣 子	東伯郡 東郷町中興寺四〇五	鳥薬 一九六	" 二十五日
小 嶋 良 平	米子市立町三丁目四一	鳥医 一三二〇	"
河 野 龍之助	倉吉市 荒神町三七七の四	鳥医 一三二一	"
吉 田 健	鳥取市戎町四一三	鳥薬 一九七	" 三十日
福 地 利 門	米子市両三柳四五七七	鳥医 一三三二	" 五月一日
下 元 武 子	米子市西町八六の一 鳥取大学医学部附属病院	鳥医 一三三三	"
下 山 尚 子	米子市東町一八	鳥医 一三三四	" 二日
小 田 傅 一 郎	米子市長砂町三四八	鳥薬 一九八	"

鳥取県告示第四百十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により、同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国薬 一九三	倉 恒 豊	昭和四十三年四月十九日
" 一九四	入 江 三重子	"
" 一九五	鈴 木 佑 子	二十三日
" 一九六	田 中 臣 子	二十五日
鳥国医 一、三二〇	小 嶋 良 平	"
" 一、三二一	河 野 龍 之 助	"
鳥国薬 一九七	吉 田 健	三十日
鳥国医 一、三二二	福 地 利 門	五月一日
" 一、三二三	下 元 武 子	"
" 一、三二四	下 山 尚 子	二日

鳥取県告示第四百十二号

家畜伝染病の発生を防止するため、次の要領により、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査、だに駆除及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定

に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査又は駆除を受けることを命ずる。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 1 結核病検査及びブルセラ病検査
    - 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
    - 2 ピロプラズマ病検査及びだに駆除
      - 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
    - 3 ひな白痢検査
      - 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
  - 四 実施の期日 別表のとおり
  - 五 検査の方法
    - 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
    - 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
    - 3 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
    - 4 だに 駆 除 BHC散布
    - 5 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

実施 次	期 日	実施 区域	実 施 場 所
一	六月 十日	中山町	二本松検診場
二	六月 十一日	"	林ヶ峯、大都"
三	六月 十三日	"	楽仙、陣構"
四	六月 十四日	"	新渡道"
五	六月 十七日	名和町	香取 "
六	六月 十八日	"	大山町
七	六月 二十日	名和町	大山町
八	六月 二十一日	"	香取 "
九	六月 二十四日	大山町	香取 "
十	六月 二十五日	"	香取 "
十一	七月 八日	名和町	上大山、下大山"
十二	七月 九日	中山町	大中尾"
十三	七月 十五日	名和町	高田原"

ピロプラズマ病及びびだに駆除

実施 期 日	実施 区域	実 施 場 所
六月 十七日	名和町	神田牧場
" 十八日	"	"
" 十九日	中山町	高橋検診場
" 二十日	大山町	香取"
" 二十二日	"	"
" 二十四日	岸本町	小林"

七月 八日	中山町	萩原 "
" 九日	"	二本松 "
" 十日	名和町	楽仙、陣構 "

ひな白痢検査

実施 期 日	実施 区域	実 施 場 所
六月 十七日	淀江町	山陰食鶏株式会社
" 十八日	"	"
" 十九日	"	"
七月 八日	米子市	初岡ふ卵場
" 九日	"	"

鳥取県告示第四百十三号

昭和四十二年十月十八日付けで倉吉市長から申請のあった土地改良(ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十三年五月二十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定に基づき、第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更の認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一) 漁業権者の名称及び住所

千代川漁業協同組合

八頭郡河原町大字河原一三三番地

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第一号

(三) 認可に係る遊漁規則の変更の内容

遊漁規則第二条第一項中「投網」を削る。

同規則第三条第二項を次のように改める。

2 第四条第一項に規定するあゆは、六月一日から六月十四日まで引

懸（ゾロ）又は流し釣（しわぎ）漁法により採捕してはならない。

同規則第四条の表中「五月二十六日から九月三十日まで及び十一月十一日から翌年一月三十一日まで」を「六月一日から九月二十五日まで及び十月二十一日から翌年一月三十一日まで」に改める。

同規則第五条を次のように改める。

第五条 前条の規定にかかわらず次の表のア欄に掲げる地域においてはそれぞれ当該イ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア	区 域	イ 期 間
	八頭郡智頭町大字市瀬関屋における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流十八メートル、下流百八十メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
	八頭郡智頭町大字市瀬関屋におけるかんがい用えん堤上流端から上流十メートル、下流四十メートルの区域	〃
	八頭郡用瀬町大字樟原の椎木川における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流十八メートル、下流百八十メートルの区域	〃
	八頭郡用瀬町大字安蔵におけるかんがい用えん堤上流端から上流十メートル、下流六十メートルの区域	〃
	八頭郡八東町大字島における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流二十メートル、下流百五十メートルの区域	〃

八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流十八メートル、下流百八十メートルの区域	〃	〃
鳥取市叶における源太橋上流端から上流百メートル、下流千五百メートルの区域	十月一日から十一月十日まで	〃
八頭郡智頭町上場かんがい用えん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域	十一月一日から十二月三十一日まで	〃
八頭郡智頭町鳥の巢かんがい用えん堤上流端から上流十メートル、下流五十メートルの区域	〃	〃
鳥取市秋里地内潮止めえん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域	二月一日から七月三十一日まで	〃
八頭郡河原町八日市かんがい用えん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで	〃
八頭郡船岡町破岩字島下分かんがい用えん堤上流端から上流二十メートル、下流四十メートルの区域	〃	〃
八頭郡八東町大字安井宿における中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤から上流五十	〃	〃

メートル、下流百メートルの区域	八頭郡河原町大字渡一木大井手かんがい用えん堤上流端から上流五十メートル、下流百メートルの区域	〃
同規則第七条第一項の表中「投網、」を削る。	同規則第七条第三項の表を次のように改める。	
遊漁の内容	特別遊漁料	摘 要
魚種 漁業権の 対象とな つている 水産動物	魚種 漁具漁法	
うなぎ	配 籠 繩 漬	三〇〇円
〃	四ツ手網	イ 一、〇〇〇円 ロ 二、〇〇〇円
〃	河舟	三〇〇円
〃	投網	三〇〇円
鶏川		一、五〇〇円
一人一統とし、従事者は、 遊漁証を有する者六人以上		
一隻につき		
イ 一八センチメートル 平方以内		
ロ 一八センチメートル 平方以上		
籠漬 一人五箇以内		
配繩 一人五本以内		
(一本の長さ五〇米以内)		

四 変更後の遊漁規則の施行の日

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県告示第四百十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第一項に規定する中型まき網漁業の許可の申請期間を昭和四十三年六月一日から昭和四十三年六月十日までと定めたので、鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 郎

鳥取県告示第四百十六号

昭和四十二年九月鳥取県告示第五百八十号（河川法施行法の規定により二級河川となつたものについて）の一部を次のように改正する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 郎

第二十四号の表中「西伯郡伯仙町大字福万」を「米子市福万」に、「同町同大字」を「同市福万」に、「西伯郡伯仙町大字尾高」を「米子市尾高」に、「同町大字岡成」を「同市岡成」に、「同郡伯仙町大字石州府」を「米子市石州府」に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

- 一 日時 昭和四十三年五月二十九日 午後一時三十分
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
  - 1 鳥取県社会教育委員の委嘱について
  - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十六号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 藏

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十三年六月六日 午後二時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取市吉方八〇四の一 山 本 泰 三
- 2 鳥取市東品治町二の四 田 中 弥 生

## 鳥取県公安委員会告示第三十七号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年六月一日から施行する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 藏

6の項の(2)に次の一号を加える。

七 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に基づく選挙運動又は確認書の交付を受けた政党その他の政治団体の政治活動のため使用中的もの